

令和7年矢板市議会定例会

第408回定例会議

議 案 書

令和8年3月

矢 板 市

令和7年矢板市議会定例会第408回定例会議提出議案

議案第 1 号	令和8年度矢板市一般会計予算	1
議案第 2 号	令和8年度矢板市介護保険特別会計予算	1
議案第 3 号	令和8年度矢板市国民健康保険特別会計予算	1
議案第 4 号	令和8年度矢板市後期高齢者医療特別会計予算	1
議案第 5 号	令和8年度矢板市ハッピーハイランド矢板排水処理事業 特別会計予算	1
議案第 6 号	令和8年度矢板市水道事業会計予算	1
議案第 7 号	令和8年度矢板市下水道事業会計予算	1
議案第 8 号	令和7年度矢板市一般会計補正予算（第9号）	2
議案第 9 号	令和7年度矢板市介護保険特別会計補正予算（第2号）	2
議案第10号	令和7年度矢板市国民健康保険特別会計補正予算 （第3号）	2
議案第11号	令和7年度矢板市水道事業会計補正予算（第2号）	2
議案第12号	令和7年度矢板市下水道事業会計補正予算（第2号）	2
議案第13号	矢板市手話言語条例の制定について	3
議案第14号	矢板市行政手続条例の一部改正について	7
議案第15号	矢板市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例 及び矢板市国民保護協議会条例の一部改正について	17
議案第16号	矢板市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 の一部改正について	20
議案第17号	矢板市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正につ いて	24

議案第18号	矢板市職員の給与に関する条例等の一部改正について	・・・P 28
議案第19号	矢板市ふるさと納税基金条例の一部改正について	・・・P 62
議案第20号	矢板市国民健康保険税条例の一部改正について	・・・P 64
議案第21号	矢板市手数料条例の一部改正について	・・・P 83
議案第22号	矢板市妊産婦医療費助成に関する条例の一部改正について	・・・P 86
議案第23号	矢板市墓苑条例の一部改正について	・・・P 91
議案第24号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	・・・P 94
議案第25号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	・・・P 95
議案第26号	財産の取得について（追認）	・・・P 96
議案第27号	財産の取得について（追認）	・・・P 97
議案第28号	財産の取得について（追認）	・・・P 98
議案第29号	財産の取得について（追認）	・・・P 99
議案第30号	財産の取得について	・・・P100
議案第31号	矢板市総合戦略について	・・・P101

議案第 1 号 令和 8 年度矢板市一般会計予算

議案第 2 号 令和 8 年度矢板市介護保険特別会計予算

議案第 3 号 令和 8 年度矢板市国民健康保険特別会計予算

議案第 4 号 令和 8 年度矢板市後期高齢者医療特別会計予算

議案第 5 号 令和 8 年度矢板市ハッピーハイランド矢板排水処理事業特別会計
予算

議案第 6 号 令和 8 年度矢板市水道事業会計予算

議案第 7 号 令和 8 年度矢板市下水道事業会計予算

(以上別冊)

議案第 8 号 令和 7 年度矢板市一般会計補正予算（第 9 号）

議案第 9 号 令和 7 年度矢板市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 10 号 令和 7 年度矢板市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 11 号 令和 7 年度矢板市水道事業会計補正予算（第 2 号）

議案第 12 号 令和 7 年度矢板市下水道事業会計補正予算（第 2 号）

（以上別冊）

議案第13号

矢板市手話言語条例の制定について

矢板市手話言語条例を、別紙のように定める。

令和8年2月27日提出

矢板市長 森 島 武 芳

矢板市手話言語条例

手話は、手指や体の動き、表情を用いて視覚的に表現する独自の言語である。

長年にわたり大切に受け継がれ、思考し、コミュニケーションを図り、文化を育む上で不可欠な言語として発展してきた。

一方で、社会全体における手話への理解は、いまだ十分であるとは言えず、手話を言語として日常生活又は社会生活を営む者及び手話を必要とする者が、日常生活や社会参加において、情報取得やコミュニケーションに困難を抱えており、手話を主な言語とする人々の要望に十分に答えられていない現状がある。

こうした状況を踏まえ、矢板市は、手話が言語であるとの認識に立ち、手話の普及と理解促進、手話文化の保存、継承及び発展を図り、全ての市民が尊厳をもって共生することができる地域社会の実現を目指し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解の促進及び手話の普及に関する基本理念を定め、市の責務並びに市民等、事業者及び関係団体の役割を明らかにし、もって全ての人が相互に人格及び個性を尊重し合いながら共生することのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ろう者等 手話を言語として日常生活又は社会生活を営む者及び手話を必要とする者

- (2) 市民等 市内に在住し、在勤し、又は在学する者及び市内で活動する個人又は団体をいう。
- (3) 事業者 市内において、事業を行う法人その他の団体又は事業を行う個人をいう。
- (4) 関係団体 ろう者等又は手話に関わりのある活動を行う団体をいう。

(基本理念)

第3条 手話に対する理解の促進及び手話の普及は、ろう者等が手話による意思疎通を図る権利を有することを理解し、全ての人が相互に人格及び個性を尊重し合うことを基本として行わなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念にのっとり、手話に対する理解の促進及び手話の普及に必要な施策を総合的かつ計画的に推進する責務を有する。

2 市は、前項の責務を果たすために、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 手話に対する理解の促進及び手話の普及を図るための広報及び啓発活動に関する施策
- (2) 手話による情報発信の促進及び手話を使いやすい環境づくりに関する施策
- (3) 市民等の手話を学ぶ機会の確保その他の手話による意思疎通の円滑化に資する施策
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策

3 市は、第1項の規定による施策の推進に当たっては、市が別に定める障がい者の福祉に関する計画において、手話の普及等に関する必要な施策との整合性の確保を図るものとする。

4 市は、第2項の施策の実施に関し、ろう者等、関係団体その他の必要な者の意見を聴くものとする。

(市民等の役割)

第5条 市民等は、第3条に定める基本理念にのっとり、手話に対する理解を深め、市が前条第2項の規定により実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、第3条に定める基本理念にのっとり、手話に対する理解を深め、ろう者等が利用しやすいサービスの提供及び働きやすい環境の整備に努めるものとする。

(関係団体の役割)

第7条 関係団体は、第3条に定める基本理念にのっとり、手話に対する理解を深め、市が第4条第2項の規定により実施する施策を積極的に支援し、協力するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第8条 市は、手話言語に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第14号

矢板市行政手続条例の一部改正について

矢板市行政手続条例の一部を改正する条例を、別紙のように定める。

令和8年2月27日提出

矢板市長 森 島 武 芳

矢板市行政手続条例の一部を改正する条例

矢板市行政手続条例（平成9年矢板市条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 不利益処分 行政庁が、条例等に基づき、特定の者を<u>名宛人</u>として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 申請により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づ</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 不利益処分 行政庁が、条例等に基づき、特定の者を<u>名あて人</u>として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 申請により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づ</p>

き当該申請をした者を名宛人としてされる処分

ウ 名宛人となるべき者の同意の下にすることとされている処分

エ 略

(6)・(7) 略

(適用除外)

第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第4章の2までの規定は、適用しない。

(1)~(8) 略

(9) 補助金等（矢板市補助金等交付規則（平成14年矢板市規則第18号）第2条第1号に規定する補助金等をいう。）の交付の決定その他の処分

（国の機関等に対する処分等の適用除外）

第4条 国の機関又は地方公共団体若しくはその機関に対する処分（これらの機関又は団体がその固有の資格において当該処分の名宛人となるものに限

き当該申請をした者を名あて人としてされる処分

ウ 名あて人となるべき者の同意の下にすることとされている処分

エ 略

(6)・(7) 略

(適用除外)

第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第4章の2までの規定は、適用しない。

(1)~(8) 略

(9) 補助金等（矢板市補助金等交付規則（平成3年矢板市規則第28号）第2条第1号に規定する補助金等をいう。）の交付の決定その他の処分

（国の機関等に対する処分等の適用除外）

第4条 国の機関又は地方公共団体若しくはその機関に対する処分（これらの機関又は団体がその固有の資格において当該処分の名あて人となるものに限

る。)及び行政指導並びにこれらの機関又は団体がする届出(これらの機関又は団体がその固有の資格においてすべきこととされているものに限る。)については、この条例の規定は、適用しない。

(不利益処分をしようとする場合の手続)

第13条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名宛人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。

(1) 次のいずれかに該当するとき 聴聞

ア 略

イ アに規定するもののほか、名宛人の資格又は地位を直接に剥奪する不利益処分をしようとするとき。

ウ 略

る。)及び行政指導並びにこれらの機関又は団体がする届出(これらの機関又は団体がその固有の資格においてすべきこととされているものに限る。)については、この条例の規定は、適用しない。

(不利益処分をしようとする場合の手続)

第13条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名あて人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。

(1) 次のいずれかに該当するとき 聴聞

ア 略

イ アに規定するもののほか、名あて人の資格又は地位を直接にはく奪する不利益処分をしようとするとき。

ウ 略

(2) 略

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しない。

(1)～(4) 略

(5) 当該不利益処分の性質上、それによって課される義務の内容が著しく軽微なものであるため名宛人となるべき者の意見をあらかじめ聴くことを要しないものとして規則で定める処分をしようとするとき。

(不利益処分の理由の提示)

第14条 行政庁は、不利益処分をする場合には、その名宛人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。

2 行政庁は、前項ただし書の場合においては、当該名宛人の所在が判明しなくなったときその他処分後において理由を示すことが困難な事情があるときを除き、処分後相当の期間内に、同項の理由を示さなければならない。

(2) 略

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しない。

(1)～(4) 略

(5) 当該不利益処分の性質上、それによって課される義務の内容が著しく軽微なものであるため名あて人となるべき者の意見をあらかじめ聴くことを要しないものとして規則で定める処分をしようとするとき。

(不利益処分の理由の提示)

第14条 行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。

2 行政庁は、前項ただし書の場合においては、当該名あて人の所在が判明しなくなったときその他処分後において理由を示すことが困難な事情があるときを除き、処分後相当の期間内に、同項の理由を示さなければならない。

利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。
この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

(代理人)

第16条 前条第1項の通知を受けた者
(同条第4項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。)は、代

(代理人)

第16条 前条第1項の通知を受けた者
(同条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。)は、代

理人を選任することができる。

2～4 略

(続行期日の指定)

第22条 略

2 略

3 第15条第3項及び第4項の規定

は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。

この場合において、同条第3項及び第4項中「不利益処分の名宛人」となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、同項中「_____とき」とあるのは

「_____とき（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、当該措置を開始した日の翌日）」と読み替えるものとする。

(聴聞の再開)

第25条 行政庁は、聴聞の終結後に生じた事情に鑑み_____必要があると認め

理人を選任することができる。

2～4 略

(続行期日の指定)

第22条 略

2 略

3 第15条第3項_____の規定

は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。

この場合において、同条第3項_____中「不利益処分の名あて人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、_____「掲示を始めた日から2週間を経過したとき」とあるのは

「掲示を始めた日から2週間を経過したとき（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、掲示を始めた_____日の翌日）」と読み替えるものとする。

(聴聞の再開)

第25条 行政庁は、聴聞の終結後に生じた事情にかんがみ必要があると認め

るときは、主宰者に対し、前条第3項の規定により提出された報告書を返戻して聴聞の再開を命ずることができる。第22条第2項本文及び第3項の規定は、この場合について準用する。

(弁明の機会の付与の通知の方式)

第28条 行政庁は、弁明書の提出期限

(口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時)までに相当な期間において、不利益処分の名宛人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1)～(3) 略

(聴聞に関する手続の準用)

第29条 第15条第3項及び第4項並びに

第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、同条第4項中「第1項第3号及び第4号」とあるのは「第28条第3号」と、第16条

るときは、主宰者に対し、前条第3項の規定により提出された報告書を返戻して聴聞の再開を命ずることができる。第22条第2項本文及び第3項の規定は、この場合について準用する。

(弁明の機会の付与の通知の方式)

第28条 行政庁は、弁明書の提出期限

(口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時)までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1)～(3) 略

(聴聞に関する手続の準用)

第29条 第15条第3項及び_____

_____第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、「同項第3号_____及び第4号」とあるのは「同条第3号_____」と、第16条

第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「同条第4項後段」とあるのは「第29条において準用する第15条第4項後段」と読み替えるものとする。

第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「同条第3項後段」とあるのは「第29条において準用する第15条第3項後段」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年5月21日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第15条第3項及び第4項（これらの規定を改正後の第22条第3項及び第29条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

議案第15号

矢板市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例及び矢板市国民保護協議会条例の一部改正について

矢板市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例及び矢板市国民保護協議会条例の一部を改正する条例を、別紙のように定める。

令和8年2月27日提出

矢板市長 森 島 武 芳

矢板市条例第 号

矢板市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例及び矢板市国民保護協議会条例の一部を改正する条例

(矢板市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の一部改正)

第1条 矢板市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例（平成18年矢板市条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(庶務) 第5条 国民保護対策本部の庶務は、 <u>生活環境局</u> において処理する。	(庶務) 第5条 国民保護対策本部の庶務は、 <u>生活環境課</u> において処理する。

(矢板市国民保護協議会条例の一部改正)

第2条 矢板市国民保護協議会条例（平成18年矢板市条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(庶務) 第6条 協議会の庶務は、 <u>生活環境局</u> において処理する。	(庶務) 第6条 協議会の庶務は、 <u>生活環境課</u> において処理する。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第16号

矢板市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正に
ついて

矢板市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を、
別紙のように定める。

令和8年2月27日提出

矢板市長 森 島 武 芳

矢板市条例第 号

矢板市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 矢板市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和56年矢板市条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 期末手当の額は、基準日現在（退職し、又は死亡した議長等にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において議長等が受けるべき議員報酬の月額に、その議員報酬の月額に100分の45を超えない割合を乗じて得た額を加算した額に<u>100分の177.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とす</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 期末手当の額は、基準日現在（退職し、又は死亡した議長等にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において議長等が受けるべき議員報酬の月額に、その議員報酬の月額に100分の45を超えない割合を乗じて得た額を加算した額に<u>100分の172.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とす</p>

る。 (1)～(4) 略	る。 (1)～(4) 略
-----------------	-----------------

第2条 矢板市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 期末手当の額は、基準日現在（退職し、又は死亡した議長等にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において議長等が受けるべき議員報酬の月額に、その議員報酬の月額に100分の45を超えない割合を乗じて得た額を加算した額に<u>100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 期末手当の額は、基準日現在（退職し、又は死亡した議長等にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において議長等が受けるべき議員報酬の月額に、その議員報酬の月額に100分の45を超えない割合を乗じて得た額を加算した額に<u>100分の177.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の矢板市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和7年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の矢板市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第 17 号

矢板市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

矢板市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のように定める。

令和 8 年 2 月 27 日提出

矢板市長 森 島 武 芳

矢板市条例第 号

矢板市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第1条 矢板市長等の給与及び旅費に関する条例（昭和43年矢板市条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、基準日現在（退職し、又は死亡した市長等にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において市長等が受けるべき給料月額に、その給料月額に100分の45を超えない割合を乗じて得た額を加算した額に <u>100分の177.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、基準日現在（退職し、又は死亡した市長等にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において市長等が受けるべき給料月額に、その給料月額に100分の45を超えない割合を乗じて得た額を加算した額に <u>100分の172.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>

第2条 矢板市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、基準日現在（退職し、又は死亡した市長等にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において市長等が受けるべき給料月額に、その給料月額に100分の45を超えない割合を乗じて得た額を加算した額に<u>100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、基準日現在（退職し、又は死亡した市長等にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において市長等が受けるべき給料月額に、その給料月額に100分の45を超えない割合を乗じて得た額を加算した額に<u>100分の177.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の矢板市長等の給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和7年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の矢板市長等の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第18号

矢板市職員の給与に関する条例等の一部改正について

矢板市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を、別紙のように定める。

令和8年2月27日提出

矢板市長 森 島 武 芳

矢板市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(矢板市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 矢板市職員の給与に関する条例（昭和30年矢板市条例第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(通勤手当)</p> <p>第10条の3 略</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（第10条の5第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員及び定年前再任用短時間勤務職員（支給単位期間当たりの通勤回数を考慮</p>	<p>(通勤手当)</p> <p>第10条の3 略</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（第10条の5第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員及び定年前再任用短時間勤務職員（支給単位期間当たりの通勤回数を考慮</p>

して市規則で定める職員に限る。) にあつては、その額から、その額に市規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)

ア・イ 略

ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,300円

エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,400円

オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 13,500円

カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 16,600円

キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 19,700円

ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 22,800円

ケ 使用距離が片道40キロメートル

して市規則で定める職員に限る。) にあつては、その額から、その額に市規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)

ア・イ 略

ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,100円

エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,000円

オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 12,900円

カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 15,800円

キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 18,700円

ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 21,600円

ケ 使用距離が片道40キロメートル

ル以上45キロメートル未満である職員 25,900円

コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 29,100円

サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 32,300円

シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 35,500円

ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 38,700

円

(3) 略

3～9 略

(宿日直手当)

第17条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、4,700円を超えない範囲内において、市長が定める額を宿日直手当として支給する。

2 略

ル以上45キロメートル未満である職員 24,400円

コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 26,200円

サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 28,000円

シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 29,800円

ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 31,600

円

(3) 略

3～9 略

(宿日直手当)

第17条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、4,400円を超えない範囲内において、市長が定める額を宿日直手当として支給する。

2 略

(期末手当)

第19条 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に 100分の127.5 (行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの(市規則で定めるものを除く。第20条第2項各号において「特定幹部職員」という。)にあつては、100分の107.5) を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)~(4) 略

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の62.5」とする。

4~6 略

(期末手当)

第19条 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に 100分の125 (行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの(市規則で定めるものを除く。第20条第2項各号において「特定幹部職員」という。)にあつては、100分の105) を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)~(4) 略

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」とする。

4~6 略

(勤勉手当)

第20条 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の107.5（特定幹部職員にあつては、100分の127.5）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に1

(勤勉手当)

第20条 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105（特定幹部職員にあつては、100分の125）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に1

<u>00分の52.5</u> （特定幹部職員に あつては、 <u>100分の62.5</u> ）を 乗じて得た額の総額 3～5 略	<u>00分の50</u> （特定幹部職員に あつては、 <u>100分の60</u> ）を 乗じて得た額の総額 3～5 略
---	---

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900

17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100
18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400
19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700
20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900
21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100
22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900
23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700
24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500
25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100
26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700
27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300
28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900
29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600
30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400
31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800
32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500
33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000
34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400
35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800
36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200
37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600
38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900
39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200
40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500
41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800
42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100
43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400
44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700

	45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000
	46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100	
	47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400	
	48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700	
	49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900	
	50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200	
	51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400	
	52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700	
	53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900	
	54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200	
	55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500	
	56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800	
	57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000	
	58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300	
	59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600	
定年	60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800	
前再								
任用	61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000	
短時	62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300	
間勤	63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600	
務職	64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800	
員以								
外の	65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000	
職員	66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300	
	67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600	
	68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800	
	69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000	
	70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300	
	71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600	
	72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800	

73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000
74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300	
75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600	
76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800	
77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000	
78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300	
79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600	
80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800	
81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000	
82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300	
83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600	
84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800	
85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000	
86	266,200	305,800	355,700			
87	266,500	306,100	356,100			
88	266,800	306,400	356,500			
89	267,100	306,700	356,700			
90	267,400	307,000	357,100			
91	267,700	307,300	357,500			
92	268,000	307,600	357,900			
93	268,300	307,800	358,100			
94		308,000	358,400			
95		308,300	358,800			
96		308,700	359,100			
97		308,900	359,400			
98		309,200	359,800			
99		309,500	360,200			
100		309,900	360,600			

	101		310,100	361,100				
	102		310,400	361,500				
	103		310,700	361,900				
	104		311,000	362,300				
	105		311,200	362,800				
	106		311,500	363,200				
	107		311,800	363,500				
	108		312,100	363,800				
	109		312,300	364,200				
	110		312,600					
	111		313,000					
	112		313,300					
	113		313,500					
	114		313,700					
	115		314,000					
	116		314,400					
	117		314,600					
	118		314,800					
	119		315,100					
	120		315,400					
	121		315,700					
	122		315,900					
	123		316,200					
	124		316,500					
	125		316,800					
定年前再 任用短時		基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円

間 勤		200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800
務 職								
員								

第2条 矢板市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給料)</p> <p>第2条 給料は、矢板市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年矢板市条例第2号。以下「休暇等条例」という。）第6条第4項に規定する正規の勤務時間（以下単に「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であつて、<u>管理職手当、第2種初任給調整手当</u>、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当を除いたものとする。</p> <p>第8条 略</p>	<p>(給料)</p> <p>第2条 給料は、矢板市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年矢板市条例第2号。以下「休暇等条例」という。）第6条第4項に規定する正規の勤務時間（以下単に「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であつて、管理職手当_____、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当を除いたものとする。</p> <p>第8条 略</p>

(第2種初任給調整手当)

第8条の2 新たに採用された職員であつて、採用の日において、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第3項、第5項及び第6項の規定により当該職員が受ける号給に応じた額（定年前再任用短時間勤務職員その他の市規則で定める職員にあつては、市規則で定める額）並びにこれに第9条の2の規定による地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に12を乗じ、その額を休暇等条例第2条第1項に規定する勤務時間に52を乗じたもので除して得た額（その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額）（次項において「特定額」という。）が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して

市規則で定める額（次項において「基準額」という。）を下回るものには、採用の日から市規則で定める日までの間、第2種初任給調整手当を支給する。

2 第2種初任給調整手当の月額は、市規則で定めるところにより基準額と特定額との差額を月額に換算した額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により第2種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして市規則で定めるものには、市規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、第2種初任給調整手当を支給する。

4 前3項に規定するもののほか、第2種初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、市規則で定める。

(通勤手当)

第10条の3 略

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる

(通勤手当)

第10条の3 略

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる

職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、市規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（次項及び第6項において「運賃等相当額」という。）

(2) 前項第2号に掲げる職員 _____
_____支給単位期間につき、66,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて市規則で定める額（第10条の5第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員及び定年前再任用短時間勤務職員（支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して市規則で定める職員に限る。）にあつては、その額から、その額に市規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、市規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（次項及び第5項において「運賃等相当額」という。）

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に
_____定める額（第10条の5第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員及び定年前再任用短時間勤務職員（支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して市規則で定める職員に限る。）にあつては、その額から、その額に市規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

ア 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満

である職員 2, 000円

イ 使用距離が片道5キロメートル
以上10キロメートル未満である
職員 4, 200円

ウ 使用距離が片道10キロメー
トル以上15キロメートル未満であ
る職員 7, 300円

エ 使用距離が片道15キロメー
トル以上20キロメートル未満であ
る職員 10, 400円

オ 使用距離が片道20キロメー
トル以上25キロメートル未満であ
る職員 13, 500円

カ 使用距離が片道25キロメー
トル以上30キロメートル未満であ
る職員 16, 600円

キ 使用距離が片道30キロメー
トル以上35キロメートル未満であ
る職員 19, 700円

ク 使用距離が片道35キロメー
トル以上40キロメートル未満であ
る職員 22, 800円

ケ 使用距離が片道40キロメー
トル以上45キロメートル未満であ

る職員 25,900円

コ 使用距離が片道45キロメー

トル以上50キロメートル未満であ

る職員 29,100円

サ 使用距離が片道50キロメー

トル以上55キロメートル未満であ

る職員 32,300円

シ 使用距離が片道55キロメー

トル以上60キロメートル未満であ

る職員 35,500円

ス 使用距離が片道60キロメー

トル以上である職員 38,700

円

(3) 略

3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなつたことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなつた職員で市規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして市規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道

(3) 略

3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなつたことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなつた職員で市規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして市規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道

等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（第1号、次項及び第6項において「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、市規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（第6項において「特別料金等相当額」という。）

(2) 略

4 略

5 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設
（その所在地及び利用形態が市規則で

等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（第1号、次項及び第5項において「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、市規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（第5項において「特別料金等相当額」という。）

(2) 略

4 略

定める要件を満たすものに限る。第1号及び第9項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（市規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として市規則で定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前3項の規定による額

6 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額、 特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）及び前項第1号に定める額の合計額が150,000円を超える職員の

5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額） _____の合計額が150,000円を超える職員の

通勤手当の額は、第2項から前項までの規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

7 通勤手当は、支給単位期間（市規則で定める通勤手当にあつては、市規則で定める期間）に係る最初の月（当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として市規則で定める場合にあつては、その翌月）の市規則で定める日に支給する。

8 略

9 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として市規則で定める期間（自動車等及び駐車場等に係る通勤手当にあつては、1箇月）をいう。

10 略

（期末手当）

第19条 略

通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

6 通勤手当は、支給単位期間（市規則で定める通勤手当にあつては、市規則で定める期間）に係る最初の月_____の市規則で定める日に支給する。

7 略

8 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として市規則で定める期間（自動車等_____に係る通勤手当にあつては、1箇月）をいう。

9 略

（期末手当）

第19条 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に 100分の126.25（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの（市規則で定めるものを除く。第20条第2項各号において「特定幹部職員」という。）にあつては、100分の106.25）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の126.25」とあるのは「100分の71.25」と、「100分の106.25」とあるのは「100分の61.25」とする。

4～6 略

(勤勉手当)

第20条 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に 100分の127.5（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの（市規則で定めるものを除く。第20条第2項各号において「特定幹部職員」という。）にあつては、100分の107.5）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の62.5」とする。

4～6 略

(勤勉手当)

第20条 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額

に、市規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に 100分の106.25（特定幹部職員にあつては、100分の126.25）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に 100分の51.25（特定幹部職員にあつては、100分の61.25）を乗じて得た額の総額

に、市規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に 100分の107.5（特定幹部職員にあつては、100分の127.5）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に 100分の52.5（特定幹部職員にあつては、100分の62.5）を乗じて得た額の総額

3～5 略

別表第2（第3条の2関係）

等級	基準となる職務
1級	主事、技師、保育士、保健師、臨床心理士、管理栄養士、 <u>栄養士</u> 又は学芸員の職務
略	

3～5 略

別表第2（第3条の2関係）

等級	基準となる職務
1級	主事、技師、保育士、保健師、臨床心理士、管理栄養士_____又は学芸員の職務
略	

（一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正）

第3条 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成17年矢板市条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（給与条例の適用除外等）	（給与条例の適用除外等）
第10条 略	第10条 略
2 特定任期付職員に対する給与条例第18条第1項、第19条第2項及び第20条第2項第1号の規定の適用については、給与条例第18条第1項中「管理職員」とあるのは「 <u>管理職員</u> （一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成17年矢板	2 特定任期付職員に対する給与条例第18条第1項、第19条第2項及び第20条第2項第1号の規定の適用については、給与条例第18条第1項中「管理職員」とあるのは「 <u>管理職員</u> （一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成17年矢板

市条例第5号)第8条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。次条において同じ。)と、給与条例第19条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の97.5」と、給与条例第20条第2項第1号中「100分の107.5」とあるのは「100分の90」とする。

市条例第5号)第8条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。次条において同じ。)と、給与条例第19条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の95」と、給与条例第20条第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」とする。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 (第8条関係)

特定任期付職員給料表

号給	給料月額
	円
1	405,000
2	455,000
3	508,000
4	574,000
5	655,000
6	765,000

別表第2 (第9条関係)

任期付職員給料表

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
給料月額	円	円	円	円	円

	213,100	245,800	266,100	285,300	303,900
--	---------	---------	---------	---------	---------

第4条 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(給与条例の適用除外等)	(給与条例の適用除外等)
第10条 略	第10条 略
2 特定任期付職員に対する給与条例第18条第1項、第19条第2項及び第20条第2項第1号の規定の適用については、給与条例第18条第1項中「管理職員」とあるのは「管理職員（一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成17年矢板市条例第5号）第8条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。次条において同じ。））」と、給与条例第19条第2項中「 <u>100分の126.25</u> 」とあるのは「 <u>100分の96.25</u> 」と、給与条例第20条第2項第1号中「 <u>100分の106.25</u> 」とあるのは「 <u>100分の88.75</u> 」とする。	2 特定任期付職員に対する給与条例第18条第1項、第19条第2項及び第20条第2項第1号の規定の適用については、給与条例第18条第1項中「管理職員」とあるのは「管理職員（一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成17年矢板市条例第5号）第8条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。次条において同じ。））」と、給与条例第19条第2項中「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の97.5</u> 」と、給与条例第20条第2項第1号中「 <u>100分の107.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の90</u> 」とする。

(矢板市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第5条 矢板市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和43年矢板市条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 手当の種類は、<u>管理職手当、第2種初任給調整手当</u>、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。</p> <p>第4条 略</p> <p><u>(第2種初任給調整手当)</u></p> <p>第4条の2 <u>第2種初任給調整手当は、</u> <u>在勤する地域における民間の賃金の最</u> <u>低基準を考慮し、新たに採用された職</u></p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 手当の種類は、管理職手当_____、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。</p> <p>第4条 略</p>

当及び勤勉手当を除いたものとする。

(第2種初任給調整手当)

第3条の2 第2種初任給調整手当は、
在勤する地域における民間の賃金の最
低基準を考慮し、新たに採用された職
員に対して支給する。

第6条 略

(在宅勤務等手当)

第6条の2 住居において、正規の勤務
時間（休暇により勤務しない時間その
他市規則で定める時間を除く。）の全
部を勤務することを、1箇月当たり平
均10日を超えて命ぜられた職員に
は、在宅勤務等手当を支給する。

当及び勤勉手当を除いたものとする。

第6条 略

(矢板市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第7条 矢板市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年矢板市条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

(会計年度任用職員の給与)

第2条 前条の給与とは、法第22条の2第1項第2号により採用された会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあっては、給料、第2種初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当をいい、同項第1号によって採用された会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあっては、報酬、期末手当及び勤勉手当をいう。

2 略

第7条 略

(フルタイム会計年度任用職員の第2種初任給調整手当)

第7条の2 給与条例第8条の2の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

(会計年度任用職員の給与)

第2条 前条の給与とは、法第22条の2第1項第2号により採用された会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあっては、給料_____、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当をいい、同項第1号によって採用された会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあっては、報酬、期末手当及び勤勉手当をいう。

2 略

第7条 略

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条から第7条までの規定並びに附則第5条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。

(1) 第1条の規定による改正後の矢板市職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定（次号に掲げる規定を除く。）及び第3条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）の規定（同号に掲げる規定を除く。）並びに附則第6条の規定 令和7年4月1日

(2) 改正後の給与条例第19条第2項及び第3項並びに第20条第2項の規定並びに改正後の任期付職員条例第10条第2項の規定 令和7年12月1日

(特定任期付職員に係る最高の号給を超える給料月額の切替え)

第2条 令和7年4月1日（以下この条において「切替日」という。）の前日において一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第8条第3項の規定による給料月額を受けていた職員の切替日における給料月額は、改正後の任期付職員条例別表第1の給料表に定める号給の給料月額との権衡を考慮して市規則で定める。

(給与の内払)

第3条 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の矢板市職員の給与に関する条例又は第3条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条

例の規定による給与の内払とみなす。

(市規則への委任)

第4条 前2条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

(矢板市職員の給与に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正)

第5条 矢板市職員の給与に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年矢板市条例第34号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p data-bbox="284 987 384 1025">附 則</p> <p data-bbox="220 1066 778 1182">(矢板市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p data-bbox="188 1223 778 1877">第2条 第1条の規定による改正後の矢板市職員の給与に関する条例_____附則第3項から第9項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「改正法」という。)附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。</p>	<p data-bbox="906 987 1007 1025">附 則</p> <p data-bbox="842 1066 1401 1182">(矢板市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p data-bbox="810 1223 1401 1877">第2条 第1条の規定による改正後の矢板市職員の給与に関する条例_(以下「新給与条例」という。)_附則第3項から第9項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「改正法」という。)附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。</p>

第3条 略

2・3 略

4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、矢板市職員の給与に関する条例第10条の3第2項並びに第13条第2項及び第3項の規定を適用する。

5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、矢板市職員の給与に関する条例第8条の2第1項及び第19条第3項の規定を適用する。

6 矢板市職員の給与に関する条例第20条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員（次号において「暫定再任用職員」とい

第3条 略

2・3 略

4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第10条の3第2項並びに第13条第2項及び第3項の規定を適用する。

5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第19条第3項の規定を適用する。

6 新給与条例第20条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員（次号において「暫定再任用職員」とい

<p>う。) 」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。</p> <p>7 矢板市職員の給与に関する条例第4条第3項_____から第9項まで及び第9条の規定_____は、 _____は、 暫定再任用職員には適用しない。</p> <p>8 略</p>	<p>う。) 」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。</p> <p>7 矢板市職員の給与に関する条例第4条第3項、第5項、第7項から第9項まで及び第9条の規定並びに新給与条例第4条第4項及び第6項の規定は、 暫定再任用職員には適用しない。</p> <p>8 略</p>
--	--

第6条 矢板市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(パートタイム会計年度任用職員の報酬)</p> <p>第19条 パートタイム会計年度任用職員には、他の常勤の職員との権衡、その職務の特殊性等を考慮し、市規則で定める額の報酬を支給する。この場合において、市規則で定める額は、月額 のときは<u>364,200</u>円、日額<u>(回</u></p>	<p>(パートタイム会計年度任用職員の報酬)</p> <p>第19条 パートタイム会計年度任用職員には、他の常勤の職員との権衡、その職務の特殊性等を考慮し、市規則で定める額の報酬を支給する。この場合において、市規則で定める額は、月額 のときは<u>350,000</u>円、日額<u>_____</u></p>

<p>数による場合を含む。) のときは<u>1</u> <u>7, 300円</u>及び時間額の場合は<u>2</u>, <u>200円</u>を超えない範囲で定めるもの とする。</p>	<p>_____ のときは<u>1</u> <u>6, 600円</u>及び時間額の場合は<u>2</u>, <u>100円</u>を超えない範囲で定めるもの とする。</p>
--	--

議案第19号

矢板市ふるさと納税基金条例の一部改正について

矢板市ふるさと納税基金条例の一部を改正する条例を、別紙のように定める。

令和8年2月27日提出

矢板市長 森 島 武 芳

矢板市条例第 号

矢板市ふるさと納税基金条例の一部を改正する条例

矢板市ふるさと納税基金条例（平成27年矢板市条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(積立て)</p> <p>第2条 基金として積み立てる額は、ふるさと納税及び企業版ふるさと納税による寄附金の全額とする。<u>ただし、特定の事業を実施するために募ったふるさと納税又は企業版ふるさと納税（以下「特定事業寄附」という。）であつて、特定事業寄附の受入れと同一年度中に当該寄附を活用する事業を実施する場合は、この限りでない。</u></p>	<p>(積立て)</p> <p>第2条 基金として積み立てる額は、ふるさと納税及び企業版ふるさと納税による寄附金の全額とする。</p>

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第20号

矢板市国民健康保険税条例の一部改正について

矢板市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を、別紙のように定める。

令和8年2月27日提出

矢板市長 森 島 武 芳

矢板市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

矢板市国民健康保険税条例（昭和34年矢板市条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(課税額)</p> <p>第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1) 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要</p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1) 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要</p>

する費用のうち、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）、 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

(2)・(3) 略

(4) 子ども・子育て支援納付金課税額
（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て

する費用のうち、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。） _____

_____の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

(2)・(3) 略

て支援納付金の納付に要する費用に
充てる部分に限る。)に充てるため
の国民健康保険税の課税額をいう。

以下同じ。)

2～4 略

5 第1項第4号の子ども・子育て支援

納付金課税額は、世帯主（前条第2項
の世帯主を除く。）及びその世帯に属
する被保険者につき算定した所得割額
並びに被保険者均等割額及び世帯別平
等割額の合算額に、当該世帯に属する
18歳以上被保険者（地方税法（昭和
25年法律第226号。以下「法」と
いう。）第703条の4第30項に規
定する18歳以上被保険者をいう。以
下同じ。）につき算定した18歳以上
被保険者均等割額を加算した額とす
る。

（国民健康保険の被保険者に係る基礎
課税額の所得割額）

第3条 前条第2項の所得割額は、賦課
期日の属する年の前年の所得に係る法

2～4 略

（国民健康保険の被保険者に係る基礎
課税額の所得割額）

第3条 前条第2項の所得割額は、賦課
期日の属する年の前年の所得に係る地
方税法（昭和25年法律第226号。

第314条の2
第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除した後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の6.8を乗じて算定する。

2 略

第9条の3 略

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額)

第9条の4 第2条第5項の所得割額

は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.3を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額)

第9条の5 第2条第5項の被保険者均

等割額は、被保険者1人について1,200円とする。

以下「法」という。）第314条の2
第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除した後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の6.8を乗じて算定する。

2 略

第9条の3 略

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)

第9条の6 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について100円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額)

第9条の7 第2条第5項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 800円
- (2) 特定世帯 400円
- (3) 特定継続世帯 600円

附 則

1・2 略

(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

附 則

1・2 略

(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の4及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

4 世帯主又はその世帯に属する国民健

3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条_____及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

4 世帯主又はその世帯に属する国民健

康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の4及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡

康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条_____及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡

所得の金額の合計額（」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

5 略

（一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の4及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の

所得の金額の合計額（」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

5 略

（一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条_____及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の

2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の4及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中

2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条_____及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中

「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の4及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所

「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条_____及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所

得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の4及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金

得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条_____及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金

額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の4及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあ

額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条_____及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあ

るのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第21条第1項において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第21条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

（特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

1 1 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対

るのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第21条第1項において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第21条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

（特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

1 1 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対

する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の4及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第21条第1項において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは

する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条_____及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第21条第1項において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは

山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第21条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の4及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租

山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第21条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条_____及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租

税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得

税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得

及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の4及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の

及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条_____及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の

<p>2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。</p> <p>14 略</p>	<p>2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。</p> <p>14 略</p>
---	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の矢板市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 21 号

矢板市手数料条例の一部改正について

矢板市手数料条例の一部を改正する条例を、別紙のように定める。

令和 8 年 2 月 27 日提出

矢板市長 森 島 武 芳

矢板市手数料条例の一部を改正する条例

矢板市手数料条例（平成12年矢板市条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(手数料の徴収免除等)</p> <p>第6条 <u>次の各号のいずれかに</u>該当するときは、手数料を徴収しない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 市長（別表<u>第44項</u>に掲げる手数料にあつては、審理員、情報公開・個人情報保護・行政不服審査会、選挙管理委員会又は固定資産評価審査委員会）は、天災事変その他特別の事情により特に必要があると認めるときは、第2条の手数料の全部又は一部を減額し、又は免除することができる。</p> <p>別表（第2条関係）</p>	<p>(手数料の徴収免除等)</p> <p>第6条 <u>次の各号の一</u>に該当するときは、手数料を徴収しない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 市長（別表<u>第44号</u>に掲げる手数料にあつては、審理員、情報公開・個人情報保護・行政不服審査会、選挙管理委員会又は固定資産評価審査委員会）は、天災事変その他特別の事情により特に必要があると認めるときは、第2条の手数料の全部又は一部を減額し、又は免除することができる。</p> <p>別表（第2条関係）</p>

種類	金額	種類	金額
(1) ~ (5) 略		(1) ~ (5) 略	
(5の2) 名寄帳の 写しの交付手数料	1件につき 300円		
(6) ~ (45) 略		(6) ~ (45) 略	

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 22 号

矢板市妊産婦医療費助成に関する条例の一部改正について

矢板市妊産婦医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のように定める。

令和 8 年 2 月 27 日提出

矢板市長 森 島 武 芳

矢板市妊産婦医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

矢板市妊産婦医療費助成に関する条例（平成15年矢板市条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 この条例において「医療機関等」とは、病院、診療所、薬局等のうち<u>医療保険各法の規定により</u>保険給付を取り扱う者をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 この条例において「医療機関等」とは、病院、診療所、薬局等のうち_____保険給付を取り扱う者をいう。</p>
<p>(助成対象者)</p> <p>第3条 この条例に定める医療費の助成の対象者となる者（以下「助成対象者」という。）は、医療保険各法の<u>規定による</u>被保険者又は被扶養者で、次のいずれかに該当する者（以下「対象</p>	<p>(助成対象者)</p> <p>第3条 この条例に定める医療費の助成の対象者となる者（以下「助成対象者」という。）は、医療保険各法_____による被保険者又は被扶養者で、次のいずれかに該当する<u>妊産婦</u></p>

の妊産婦」という。)のうち、市長が
交付する妊産婦医療費受給資格者証を
有する者とする。

(1)・(2) 略

(現物給付による助成)

第4条 市長は、対象の妊産婦が県内の
医療機関等で保険給付を受けた場合に
は、当該医療機関等に対し、当該保険
給付に係る一部負担金等の額に相当す
る額を、当該医療機関等の請求に基づ
き支払うものとする。ただし、当該医
療機関等が当該助成対象者から一部負
担金等の支払を受けている場合は、こ
の限りでない。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、
やむを得ない事由により、助成対象者

_____のうち、市長が
交付する妊産婦医療費受給資格者証を
有する者とする。

(1)・(2) 略

(_____助成)

第4条 市長は、助成対象者が
_____保険給付を受けた場合に
は、第1号に掲げる額から第2号に掲
げる額を控除した額を助成する
_____。

(1) 助成対象者が医療機関等に支払っ
た一部負担金等に相当する額

(2) 前号の一部負担金等に係る医療機
関等（薬局を除く。）の診療報酬明
細書ごとの一部負担金等の額（その
額が500円を超える場合は、50
0円）の合計額

が一部負担金等を医療機関等に支払った場合には、市長は、助成対象者の申請に基づき、当該一部負担金等の額に相当する額を助成対象者に対し助成することができる。

(償還払による助成)

第5条 市長は、対象の妊産婦が県外の医療機関等で保険給付を受けた場合には、当該助成対象者に対し、当該保険給付に係る一部負担金等の額に相当する額を、当該助成対象者の申請に基づき助成するものとする。

(_____ 申請期間)

第6条 前2条の規定による申請は、対象の妊産婦が保険給付を受けた日の属する月の翌月の初日から起算して1年以内に行わなければならない。

(助成金の返還)

第7条 市長は、偽りその他不正な行為により、第4条及び第5条に定める助

(助成の申請及び申請期間)

第5条 前条の助成は、助成対象者の申請に基づき行うものとする。

2 前項の申請期間は、保険給付を受けた日の属する月の翌月の初日から起算して1年とする。

(助成金の返還)

第6条 市長は、偽りその他不正な行為により、第4条 _____ に定める助

成を受けた者があるときは、その者から当該助成した金額の全部又は一部を返還させることができる。

第8条 略

成を受けた者があるときは、その者から当該助成した金額の全部又は一部を返還させることができる。

第7条 略

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に受けた保険給付に係る助成については、なお従前の例による。

議案第 23 号

矢板市墓苑条例の一部改正について

矢板市墓苑条例の一部を改正する条例を、別紙のように定める。

令和 8 年 2 月 27 日提出

矢板市長 森 島 武 芳

矢板市墓苑条例の一部を改正する条例

矢板市墓苑条例（平成6年矢板市条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(使用権の承継及び消滅)</p> <p>第9条 埋葬場所を使用する権利（以下「使用権」という。）は、祖先の祭祀を主宰する者が承継する<u>ことができ</u> <u>る。</u></p> <p>2・3 略</p>	<p>(使用権の承継及び消滅)</p> <p>第9条 埋葬場所を使用する権利（以下「使用権」という。）は、祖先の祭祀を主宰する者が承継する_____ —。</p> <p>2・3 略</p>
<p>(埋葬場所の制限)</p> <p>第12条 埋葬場所の使用は、1使用者について1区画とする。<u>ただし、使用</u> <u>権を承継したときは、この限りでな</u> <u>い。</u></p>	<p>(埋葬場所の制限)</p> <p>第12条 埋葬場所の使用は、1使用者について1区画とする。</p>
<p>(損害賠償)</p> <p>第15条 墓苑内における市の施設若し</p>	<p>(損害賠償)</p> <p>第15条 墓苑内における市の施設若し</p>

くは設備を故意又は過失により、毀損
又は滅失した者は、市長が定める損害
額を賠償しなければならない。

くは設備を故意又は過失により、き損
又は滅失した者は、市長が定める損害
額を賠償しなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第26号

財産の取得について（追認）

下記財産の取得については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和38年矢板市条例第26号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月27日提出

矢板市長 森 島 武 芳

記

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 財産の表示 | G I G Aスクール構想対応学習者用端末等一式 |
| 2 | 取得の方法 | 指名競争入札による譲渡特約付賃貸借契約 |
| 3 | 取得価格 | 93,330,600円 |
| | 変更後価格 | 93,331,260円（660円増額） |
| 4 | 取得相手方 | 東京都港区港南1丁目2番70号
NTT・TCリース株式会社
代表取締役 岡田 顯彦 |

議案第27号

財産の取得について（追認）

下記財産の取得については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和38年矢板市条例第26号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月27日提出

矢板市長 森 島 武 芳

記

- 1 財産の表示 L E D防犯灯
- 2 取得の方法 随意契約（公募型プロポーザル方式）による譲渡特約付賃貸借契約
- 3 取得価格 42,000,000円
- 4 取得相手方 東京都千代田区丸の内一丁目6番1号
三井トラスト・パナソニックファイナンス株式会社
代表取締役 穂積 孝一

議案第28号

財産の取得について（追認）

下記財産の取得については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和38年矢板市条例第26号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月27日提出

矢板市長 森 島 武 芳

記

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 財産の表示 | 児童生徒学習用大型提示装置一式 |
| 2 | 取得の方法 | 指名競争入札による譲渡特約付賃貸借契約 |
| 3 | 取得価格 | 43,177,200円 |
| 4 | 取得相手方 | 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
株式会社J E C C
営業統括本部長 飯倉 義一 |

議案第29号

財産の取得について（追認）

下記財産の取得については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和38年矢板市条例第26号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月27日提出

矢板市長 森 島 武 芳

記

- | | | |
|---|--------|----------------------------|
| 1 | 財産の表示 | 矢板市立小中学校特別教室空調設備 |
| 2 | 取得の方法 | 指名競争入札による譲渡特約付賃貸借契約 |
| 3 | 取得価格 | 316,800,000円 |
| | 変更後価格 | 318,505,000円（1,705,000円増額） |
| 4 | 取得相手方 | 栃木県宇都宮市下栗町1570番地1 |
| | | 大和リース株式会社 宇都宮支店 |
| | | 支店長 岡田 昇 |
| | 変更後相手方 | 支店長 杉本 陽 |

議案第30号

財産の取得について

下記財産の取得については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和38年矢板市条例第26号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月27日提出

矢板市長 森 島 武 芳

記

- 1 財産の表示 小学校屋内運動場空調設備
- 2 取得の方法 随意契約（公募型プロポーザル方式）による譲渡特約付賃貸借契約
- 3 取得価格 132,000,000円
- 4 取得相手方 栃木県宇都宮市下栗町1570番地1
大和リース株式会社 宇都宮支店
支店長 杉本 陽

議案第 3 1 号

矢板市総合戦略について

矢板市総合戦略を別紙のとおり策定したので、矢板市議会の議決すべき事件を定める条例（平成 3 0 年矢板市条例第 2 2 号）第 2 条第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 2 7 日提出

矢板市長 森 島 武 芳